

# 農林水産物を対象とした緊急時モニタリング実施方針

福島県農林水産部

## 1 趣旨

「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」第3の6の緊急時モニタリング（以下「モニタリング」という。）及び「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部策定）に基づく本県の農林水産物を対象とするモニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、必要な事項について定める。

## 2 基本的な考え方

モニタリングについては、放射性物質による出荷・販売用の本県農林水産物への影響の把握と安全性の確認及び消費者に対する正確な情報の提供を目的として行う。

なお、出荷制限等品目（原子力災害対策本部長による摂取又は出荷の制限の指示及び福島県知事による摂取や出荷等の自粛要請の対象となる品目）は、別に定める出荷等制限解除計画に基づき検査を行う。

## 3 モニタリングを構成する検査

### （1）モニタリング検査（ゲルマニウム半導体検出器による検査）

#### ア 出荷確認検査

生産量や出荷量が多い本県の主要品目、摂取量が多い品目等を対象として実施する。

#### イ 出荷制限等品目の解除に向けた検査（以下「解除に向けた検査」という）

出荷制限等の解除を目指す品目等を対象として実施する。

#### ウ 集中モニタリング検査

別紙「放射性物質の飛散が認められた場合における農林水産物の放射性物質検査の強化について」に基づいて実施する。

### （2）事前確認検査（ゲルマニウム半導体検出器又は NaI シンチレーションスペクトロメータ等の簡易分析装置※（以下「簡易分析装置」という。）による検査）

#### ア 解除可否確認検査

（1）のイの解除に向けた検査の前に、本県が解除に向けた手続き開始の可否を判断するための検査を行うことができる。

#### イ 収穫可否確認検査

（1）のアの出荷確認検査の前に、避難指示区域のうち営農が可能な区域（避難指示解除後の区域を含む）において初めて産出される品目について、本県が収穫の可否を判断するための検査を行うことができる。

### (3) 迅速検査（簡易分析装置による検査）

農林事務所、農業普及所単位などの限られた地域の中で生産・流通する品目については、生産現場に近い所で迅速に出荷の可否を判断するため、農林事務所をはじめとする県の関係機関（以下「農林事務所等」という。）に配置した簡易分析装置（別記2）で、(1)のアの検査に準じて検査を行うことができる。

## 4 自主検査（県のモニタリングの範囲外）

市町村や生産者団体、地域の恵み安全対策協議会（以下「市町村等」という。）が出荷・販売に供される農林水産物の安全・安心を確保するために行う検査を自主検査として位置づける。県は、「県産農林水産物の安全性確認体制について」（平成23年9月14日付け農林水産部長通知、令和6年4月1日最終改正）に基づき、これらの検査を行う機関と連携し、その検査結果をモニタリングにおけるサンプリングの参考にするなど、有効に活用する。

## 5 モニタリングの対象品目

本県で生産・採取される農林水産物のうち、出荷・販売に供されるもの等を対象とする。

## 6 実施体制

モニタリングの実施体制は、別記1のとおりとする。

## 7 実施方法

モニタリングについては、農林事務所等が市町村等の協力のもと計画的にサンプリングを行い、農業総合センター等の農林水産部内分析機関を中心に関係部局分析機関や民間分析機関を活用し、万全を期して進める。

また、各地域の関係機関に配備した簡易分析装置を活用し、ゲルマニウム半導体検出器による検査と組み合わせることで事前確認検査を実施するとともに、簡易分析装置により生産現場に近い所で迅速に出荷の可否判定を行う迅速検査を実施するなど、本県農林水産物の安全性確認を効率的に進める。

### (1) モニタリング計画の作成及びサンプルの採取

#### ア モニタリング計画の作成

環境保全農業課は、2の基本的な考え方にに基づき、関係課と調整して品目別試料採取基準並びに年間モニタリング計画を作成する。

#### イ サンプリング計画の作成

関係課は、対象品目については以下の点に留意し、緊急性、重要性、更には分析機関の能力等を勘案して翌3カ月分のサンプリング計画を3、6、9、12月中旬までに作成する。

また、モニタリングの精度を高めるため、サンプリング計画の作成に当たっては、品種や作型、出荷時期、地域毎の作付面積等に配慮する。

- (ア) 本県の主要な農林水産物で、生産量や出荷額が多い品目
- (イ) 収穫期間が長く、一定期間ごとに継続して分析が必要な品目
- (ウ) 地域振興上重要な品目
- (エ) 摂取量が多い品目

#### ウ 試料の採取及び運搬

関係課は、サンプリング計画に基づき、農林事務所等試料採取担当を通じ関係市町村等と調整の上、試料の採取場所を選定する。

農林事務所等試料採取担当は、試料を採取し、分析機関等に運搬する。

なお、持込時間は、持ち込み当日の早い時間帯に試料を搬入できるよう事前の十分な調整を行う。

## 8 分析機関

### (1) 農林水産部内分析機関

分析は、原則として農林水産部内分析機関で実施する。

### (2) 関係部局分析機関

農業総合センターの分析能力を超える点数のゲルマニウム半導体検出器による検査を実施する場合は、関係部局分析機関を活用する。

### (3) 民間分析機関

農業総合センターの分析能力を超える点数のゲルマニウム半導体検出器による検査を実施する場合や、分析に日数を要することが許容される場合は、民間分析機関を活用する。

## 9 分析結果の取扱い

### (1) 出荷自粛要請等

県は、出荷確認検査の結果が基準値を超えた場合には、関係課と連携し、関係市町村、生産者団体等に対し出荷自粛の要請等必要な措置を講ずる。

また、事前確認検査の結果により、基準値を超えることが明らかとなった場合には、当該品目及びその地域の収穫自粛の要請等必要な措置を講ずる。

### (2) 公表等

県は、モニタリング検査の結果を公表する。

なお、分析結果は、関係市町村等の了解を条件に、出荷管理が可能となるなど要件の整った品目は旧市町村（魚介類等については、海域、河川等）または大字に細分して公表できるものとする。

### (3) 数値の確定

3の(3)の迅速検査において、簡易分析装置を用いた際の結果が基準値の1/2を超えた場合は、ゲルマニウム半導体検出器による検査を実施する。

## 10 実施時期

平成23年7月11日から実施する。

平成24年3月22日から一部改正して実施する。

平成24年7月5日から一部改正して実施する。

平成28年5月10日から一部改正して実施する。

平成29年4月3日から一部改正して実施する。

平成30年4月1日から一部改正して実施する。

平成30年6月1日から一部改正して実施する。

平成31年4月1日から一部改正して実施する。

令和2年4月1日から一部改正して実施する。

令和3年4月1日から一部改正して実施する。

令和4年4月1日から一部改正して実施する。

令和5年4月1日から一部改正して実施する。

令和7年4月1日から一部改正して実施する。

令和8年4月1日から一部改正して実施する。

## 11 その他

その他必要な事項については、別途定める。

本方針の改正に伴い、「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリングの簡易分析装置による迅速検査・事前確認検査実施細則」(平成24年7月5日付け農林水産部長通知)は、廃止する。

※ 効率的・効果的なモニタリング検査を確保する観点から、簡易分析装置によるスクリーニングの導入を推進するため、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」(厚生労働省、平成24年3月1日最終改正)が定められている。

(実施方針 別記1) モニタリングの実施体制

チーム名	機関名・関係団体等名	チームの役割
総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全農業課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング計画作成</li> <li>関係機関・団体との調整（原子力災害現地対策本部、関係部局、関係市町村、関係団体等）</li> <li>ホームページの更新及び分析結果等に関する文書の通知</li> </ul>
関係課	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田畑作課</li> <li>園芸課</li> <li>畜産課</li> <li>水産課</li> <li>林業振興課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象品目毎のサンプリング計画作成</li> <li>試料採取担当機関との連絡調整</li> <li>農林水産省との調整（出荷制限及び解除等を含む）</li> <li>分析データの活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物流通課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析結果等に関する情報発信</li> </ul>
試料採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業振興課</li> <li>農林事務所</li> <li>家畜保健衛生所</li> <li>農業総合センター</li> <li>水産海洋研究センター</li> <li>水産資源研究所</li> <li>内水面水産試験場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管の関係市町村、生産者団体等との調整</li> <li>試料の採取及び運搬</li> <li>試料の配送</li> </ul>
分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モニタリング検査（ゲルマニウム半導体検出器による検査）</li> <li>・農業総合センター</li> <li>・環境創造センター</li> <li>・民間分析機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゲルマニウム半導体検出器による検査</li> <li>・分析及び分析結果の集計</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前確認検査（ゲルマニウム半導体検出器又は簡易分析装置による検査）</li> <li>・農林事務所</li> <li>・家畜保健衛生所</li> <li>・農業総合センター（研究所を含む）</li> <li>・林業研究センター</li> <li>・水産海洋研究センター</li> <li>・水産資源研究所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゲルマニウム半導体検出器又は簡易分析装置による検査</li> <li>・分析及び分析結果の集計</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速検査（簡易分析装置による検査）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易分析装置による検査</li> <li>・分析及び分析結果の集計</li> </ul>

(参 考)	○自主検査 ・市町村 ・生産者団体 ・地域の恵み安全対策協議会	○自主検査 ・分析結果等の情報発信
-------	--	----------------------

(別記2) 簡易分析装置の配置機関 (R7.4.1現在)

配置機関名	台数	種類
県北農林事務所伊達農業普及所	2	NaI
〃 安達農業普及所	1	NaI
県中農林事務所	1	NaI
〃 田村農業普及所	1	NaI
〃 須賀川農業普及所	1	LaBr3
県南農林事務所	1	NaI
南会津農林事務所	1	LaBr3
相双農林事務所	1	LaBr3
	1	NaI
〃 双葉農業普及所	2	NaI
いわき農林事務所	1	NaI
農業総合センター会津地域研究所	1	NaI
〃 果樹研究所	1	NaI
林業研究センター	3	NaI
	2	NaI (非破壊)
合計	20	

(別紙)

## 放射性物質の飛散の可能性が認められた場合における 農林水産物の放射性物質検査の強化について

福島県農林水産部

### 1 目的

農林水産物を対象とした緊急時モニタリングについては「品目別試料採取基準」により実施しているところである。

福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉作業に伴い、放射性物質の飛散の可能性が認められた場合における放射性物質の検査の強化について、その対応を定める。

### 2 判断基準

次のような事象が生じ、福島第一原発の周辺地域の農林水産物に影響を与えるような放射性物質の飛散が生じた可能性が認められる場合に検査を強化する。

- (1) 福島第一原発の構内又は敷地境界のダストモニタ若しくはモニタリングポストで警報が発報された場合（誤報の場合を除く。）
- (2) 原子力規制庁、県放射線監視室等から放射性物質の飛散の可能性について情報提供があった場合
- (3) 解体作業中の事故等、異常な事象が生じた場合
- (4) 植物、土壌等の環境試料から直近の状況と大きく異なる濃度、核種等の放射性物質が検出された場合
- (5) その他、直近の状況と大きく異なる事象が生じた場合

### 3 対象品目

穀類、野菜・果実（野菜類・果実類等に準じて取り扱う「栽培ものの山菜類等」を含む。）、畜産物、飼料作物

（水産物、林産物については飛散等の状況により追加する。）

### 4 強化の内容

#### (1) 対象地域

福島第一原発 30 km 圏内を基本に、大気中の放射線モニタリング結果等を基に、国と協議して設定する。

#### (2) 検査密度

検査密度については通常の 2 倍以上を目安に引き上げを行う（全量検査等を行う米、麦、牛肉を除く）。品目ごとの詳細は、別表のとおりとする。

### (3) 実施の期間

当該作期を基本とする。検査の結果、基準値超過が確認されない場合は通常の検査密度に移行する。なお、事象の発生時期により当該作期に影響を確認できない場合は、翌年最初の収穫時に強化した検査を行う。

## 5 出荷の取り扱い

検査は出荷前に行うこととし、県は関係市町村、生産団体等に対し、結果が判明するまでの間の出荷自粛を要請する。

## 6 実施の体制等

- (1) 事象が確認された場合、環境保全農業課は、関係課（農業振興課、水田畑作課、園芸課、畜産課、水産課、林業振興課）、関係農林事務所、農業総合センターを招集し、強化の内容に基づくモニタリング計画を作成する。
- (2) 当該計画に基づくモニタリングは最優先で実行することとし、環境保全農業課および関係課等は必要な調整を行う。

## 7 その他

産地が行う自主検査等についても関係課、関係機関は支援を行う。

## 8 実施時期

- 平成26年9月1日から実施する。  
平成27年5月28日から一部改正して実施する。  
平成30年7月6日から一部改正して実施する。  
令和7年4月1日から一部改正して実施する。

(別表)

## 放射性物質検査強化の内容

品目	通常時	警報等発令後
米	<p>全量全袋検査からの移行年次ごとに設定した以下の検査密度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行1～3年目：旧市町村単位3点</li> <li>・移行4年目：旧市町村単位1点以上かつ市町村3点</li> <li>・移行5年目：市町村3点</li> <li>・移行6年目：市町村1点</li> </ul>	旧市町村単位6点
大豆 麦類 そば 雑穀 (小豆・ライ麦を含む)	年産毎に県が定める検体採取数	<p>①麦類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者または集荷業者ごとにロット当たり1点以上</li> </ul> <p>②大豆、そば及び雑穀(小豆・ライ麦を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者毎に1点以上</li> </ul>
野菜 果実 (野菜類・果実類等に準じて取り扱う栽培ものの山菜類等を含む)	<p>野菜指定産地、特定野菜、県単青果物価格補償対象品目、県が別途指示する品目、前年度50 Bq/kg超過品目等について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村毎に原則3点以上検査(ただし、前年度モニタリング検査において、放射性セシウムを検出しなかった市町村の当該品目については、1点以上でも可)</li> <li>・前年度産で50 Bq/kg超過品目があった市町村は原則3点以上、旧市町村単位で1点以上。さらに市町村単位で野菜類は5haを超える毎に、果実類は20haを超える毎に1点以上追加。</li> </ul>	全ての品目について、市町村毎5点以上又は旧市町村毎3点以上検査を実施。
原乳	クーラーステーション(CS)毎に月に1度検査	該当市町村から集乳しているCS毎に毎日検査(最低1週間実施)
牛肉	肥育牛：全戸検査 廃用牛等：全頭調査	全頭検査
飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫期間中に1回</li> <li>・市町村毎に3点</li> <li>・50Bq/kgを超えた地域は、旧市町村単位に3点</li> </ul>	<p>①牧草</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫期(番草)毎に収穫期以降</li> <li>・旧市町村毎に5点</li> </ul> <p>②イネ科長大作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫期以降</li> <li>・旧市町村毎に5点</li> </ul> <p>③稲わら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全量出荷管理区域：旧市町村</li> </ul>

		毎に 10 点 ・その他の区域：旧市町村毎に 5 点 ④放牧・青刈り（随時利用）は 自粛
--	--	--

※ 本表は主要品目について記載。その他品目も、状況に応じ検査密度を2倍以上に引き上げ。